

株式会社ミダック
代表取締役

様

浜松市長 鈴木 康友



あっせん打切り通知書

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下、「条例」という。）第7条に基づき平成22年10月8日付けで告示（平成22年浜松市告示第581号）した事業計画に係る条例第17条第2項本文に基づくあっせんについて、下記のとおり、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、条例第18条第1項の規定によりあっせんを打ち切りましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 設置者 株式会社ミダック 代表取締役
- 2 事業計画告示年月日 平成22年10月8日
- 3 事業計画の内容 管理型最終処分場及び破碎施設の設置
- 4 廃棄物処理施設の設置場所 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆
(管理型最終処分場)
浜松市北区引佐町奥山1115番168 他6筆
(破碎施設)
- 5 あっせん決定日 平成28年8月10日
- 6 打切り決定日 平成29年9月22日

7 打ち切りの理由

設置者は、関係住民に対して、条例第9条及び条例第12条第2項に基づく説明会を平成22年10月31日から平成28年9月3日まで計7回にわたり実施している。その都度関係住民から提出された意見書については、見解書を作成し、回答している。活断層、地すべりについては、新たな調査を実施し、平成27年3月8日開催の第4回見解書説明会にて調査報告をしている。

また、環境保全協定の案についても平成29年8月18日に関係住民側に提示している。このように、設置者は条例で定めた手続きを誠実に従っており、条例第18条第1項本文のあっせんに対する「設置者の対応が十分である」と認められる。

一方、関係住民及び関係住民代表者は、平成29年8月10日及び同年9月15日に開催を予定していた環境保全協定の締結に係る協議について、平成29年8月3日付け浜環産第248号及び平成29年9月1日付け浜環産第320号にて開催通知を送付したものの、両日とも欠席したことにより協議が開催できなかったことは、条例第18条1項1号の「関係住民があっせんに応じないことにより、環境保全協定が締結される見込みがないと認めるとき。」に該当する。